

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第59回)  
強化される「ゾンビ企業」退治北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

ここ1カ月、国務院の李克強首相はさまざまな公の場面で「ゾンビ企業」という表現を使って、同業他社によるM&A（合併・買収）または破産などの方法で破綻企業を処理をするという強い意思を示しています。ゾンビ企業の統廃合は、主に中国の国有企業を対象としていながら、中国において持ち分の多寡にかかわらず、国有企業との合併や提携を行っている日系企業、そして中国側の親会社に当たる企業の再編を行う際にも、間接的に大きな影響を日系企業に与えるでしょう。

## ◇ゾンビ企業とは…

ゾンビ企業とは、もともと米国の経済学者であるPeter Coy氏が提唱した経済学上の概念であり、中国では、収益の見込みがないか、その見込みが少ないにもかかわらず、(1) 長年(3期以上)赤字が続いている(2) 中国の地方も含むマクロ産業政策に合致していない—という特徴のある企業が対象のようです。

例えば、日本のA社と中国の国有企業B社の合併により河北省に設立されたX社が、鉄鋼生産に従事しているとします。X社は4年連続の赤字となっているため、A社が持ち分譲渡または解散清算によりX社からの撤退を希望していますが、B社の反対によってそれが実行できず、X社が引き続き赤字を計上せざるを得ない状況となっています。また、X社では長年赤字が続いており、マクロ産業政策(立ち遅れた鉄鋼業の生産過剰を淘汰するという国の方針)にもそぐわないため、ゾンビ企業と認定された際、その株主である国有企業B社の再整理を迫られることになります。

## ◇ゾンビ企業の退治方法

李克強首相は、政府の行政手段に依存して企業の「生と死」を決めるのではなく、マーケット主導の下、市場のルールを尊重し、ゾンビ企業、国有企業の一部を統廃合・再編を促す必要性を提唱しています。こうした方針が打ち出されたことによって、ゾンビ企業の統廃合、撤退の過程において、会社法等の関連法令が規定する合併、分割、持ち分譲渡、解散・清算などのさまざまな手段が適用される可能性があります。中国が法治国家への道を歩みつつある中で、これらの法的手段の専門性がいっそう高まると見込まれます。

例えば、これまで中国側パートナーとの合併解消による撤退実現を目的として、中国側と持ち分譲渡や解散・清算を検討してきたものの、合意に達することができずにいる(ケースによっては会社の経営が既にこう着状態に陥ってしまっている)ような場合、国のマクロ政策に変化が生じてきているため、ゾンビ企業の統廃合および撤退を理由に、改めて中国側と撤退の方法について協議・折衝を行えば、これまでとは異なる法律にのっとったスキームが生まれ、結果も大きく異なってくるようになります。

## ◇中国側パートナーの本音を知る

合併や提携している中国側パートナーからゾンビ企業が根絶されれば、間違いなく中国の事業に大きな影響を与え得るでしょう。国がノルマを課してゾンビ企業、特に国有企業に関連している部分を「再整理・整頓」し、消滅させることは、第53回の記事で紹介した「国有管理制度の改革の新たな指導意見」の大改革の一環でもあります。今後の国有企業の行方は、日本の投資事業に大きく左右されると言え、もはや人ごとではありません。

中国側パートナーの現在の状況、親会社の状況など、そして今後生き残れるかどうかを的確に把握し、中国投資事業の経営の健全化を検討しなければならない時期にきています。ここで正しい認識をしなければ、現地企業で経営問題が起り、場合によっては日本の株主にも不測の事態を招く危険があるわけで、何としてもこのようなことを避けるべきでしょう。